

小規模老人クラブ活動助成費県費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、在宅老人の福祉の増進を図るため、市町が行う小規模老人クラブ活動助成事業に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほかこの要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業、補助基準、経費および補助率は、別表に定めるところによる。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次の(1)、(2)により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第4条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

第5条 この補助金の交付の申請は、別紙様式1による申請書を毎年度別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、協議のうえ第5条に定める申請手続に従い、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第7条 この補助金の事業実績報告は、翌年度4月10日までに別紙様式2による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(標準処理期間)

第8条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(書類の提出)

第9条 規則またはこの要綱の規定により知事に提出する書類は、県担当課に提出しなければならない。

付 則

- 1 この要綱は平成12年12月26日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は平成13年12月12日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。
- 3 この要綱は平成14年4月24日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。
- 4 この要綱は平成17年4月19日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。
- 5 この要綱は平成18年5月16日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。
- 6 この要綱は平成21年7月24日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。
- 7 この要綱は平成22年5月25日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。
- 8 この要綱は平成23年6月14日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

9 この要綱は平成24年6月29日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

10 この要綱は平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

別 表

1 種目	2 基 準 額	3 対象経費	4 補助率
小規模老人 クラブ活動 助 成 費	1,200 円以内×助成を行った小規模老人クラブの活動延月数	小規模老人クラブ が行う社会奉仕活動 老人教養講座開催等 および健康増進事業 に必要な報償費、旅 費、需用費、役務費、 使用料及び賃借料	1/2

別紙様式 1

番 号
年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

市町長



年度小規模老人クラブ活動助成費県費補助金の交付申請について

標記について、次により県費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

申請額 金 円

(添付書類)

- 1 小規模老人クラブ活動助成費県費補助金所要額調書 (様式 1 - 1)
- 2 交付基準額内訳書 (様式 2 - 1)
- 3 事業計画書 (様式 3 - 1)
- 4 歳入歳出予算書 (見込書) 抄本

年度 小規模老人クラブ活動助成費県費補助金所要額調書

(単位：円)

種 目	総事業費 A	寄付金その他の 収入 B	差 引 額 (A - B) C	対象経費の 支出予定額 D	基 準 額 E	県費補助基本額 F	県費補助基本額 (F × 補助率) G
小規模老人クラブ 活 動 助 成 費 県 費 補 助 金							

<記入上の注意>

1. A欄には、市町が歳出する各事業に係る総費用を記入すること。(歳出予算と一致するものであること。)
2. B欄には、寄付金など市町が収入する額を記入すること。
3. C欄には、A欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
4. D欄には、市町が支出する経費のうち補助対象経費分(別表の「3 対象経費」欄に該当する額)を記入すること。
5. E欄には、様式2-1の交付基準額内訳表の各々の経費のE欄の額を記入すること。
6. F欄には、C欄、D欄およびE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
7. G欄には、F欄の額に補助率(別表の「4 補助率」欄の率)を乗じて得た額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

交 付 基 準 額 内 訳 書

種 目	件数	基準単価	基 準 額
小規模老人クラブ 活動助成費	月	円	円

(注) 本表は、様式 1 - 1 の E 欄の内訳である。

様式 3 - 1

事業計画書

市町名 _____

小規模老人クラブ活動助成事業実施計画調

助成対象クラブ名	会員数	年間活動月数	クラブにおける 対象事業支出予定額	市町における 対象経費支出予定額	備 考
	人	月	円	円	
計	クラブ				

※ 会員数が 15 人未満のクラブを補助対象とする場合は、「備考」欄にその理由を記載のこと。

別紙様式 2

番 号
年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

市町長



年度小規模老人クラブ活動助成費県費補助金の実績報告について

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、次の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 小規模老人クラブ活動助成費県費補助金精算書（様式 1 - 2）
- 2 交付基準額内訳書（様式 2 - 2）
- 3 事業実績報告書（様式 3 - 2）
- 4 歳入歳出決算書（見込書）抄本

年度 小規模老人クラブ活動助成費県費補助金精算書

(単位：円)

種 目	総事業費 A	寄付金その他の 収入 B	差 引 額 C	対象経費の 支出予定額 D	基 準 額 E	県費補助 基本額 F	県費補助 所要額 F×補助率 G	県費補助金 交付決定額 H	県費補助金 受入済額 I	差引過不足額 (I - G) J
小規模老人クラブ 活 動 助 成 費 県 費 補 助 金										

<記入上の注意>

1. A欄には、市町が歳出する各事業に係る総費用を記入すること。(歳出予算と一致するものであること。)
2. B欄には、寄付金など市町が収入する額を記入すること。
3. C欄には、A欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
4. D欄には、市町が支出する経費のうち補助対象経費分(別表の「3 対象経費」欄に該当する額)を記入すること。
5. E欄には、様式2-2の交付基準額内訳表の各々の経費のE欄の額を記入すること。
6. F欄には、C欄、D欄およびE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
7. G欄には、F欄の額に補助率(別表の「4 補助率」欄の率)を乗じて得た額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

交 付 基 準 額 内 訳 書

種 目	件数	基準単価	基 準 額
小規模老人クラブ 活動助成費	月	円	円

(注) 本表は、様式 1 - 2 の E 欄の内訳である。

様式 3-2

市町名 _____

事業実績報告書

小規模老人クラブ活動助成事業実施状況調

助成対象クラブ名	会員数	年間活動月数	クラブにおける 対象事業支出済額	市町における 対象経費支出済額	備 考
	人	月	円	円	
計	クラブ				